

電子メールを活用した情報共有における運用指針 新旧対照表

内容	旧		新	
	頁	内容	頁	内容
(情報共有の手段) 3	1	なお、受注者より、相応のセキュリティを持った ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）による情報共有システム等を準備し使用したい旨の協議があった場合には、受発注者間の「協議」により検討したうえ、本指針に準じ利用することができる。	1	なお、受注者より、相応のセキュリティを持った ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）による情報共有システム等を準備し使用したい旨の協議があった場合には、受発注者間の「協議」により検討したうえ、 <u>「岐阜県情報共有システム運用要領」に基づいて利用することができる。</u>
附則	5		5	<u>この指針は、令和元年 6 月 1 日以降の発注案件から適用する。</u>